

運動機能障害をもつ市民の余暇スポーツと  
社会的支援サービス：  
スウェーデンのエスキルステナ市における  
現地探索調査をもとにして

橋本義郎\*

**Leisure sports for citizens with physical impairments and  
social support services: Research in Eskilstuna, Sweden**

Yoshiro Hashimoto\*

**Abstract**

This study attempts to address the following questions in order to better help people to enjoy their leisure time healthily throughout their lives in spite of disabilities.

- (1) How do some particular citizens, who live in the City of Eskilstuna and have physical impairments, spend their daily lives and leisure time, and how do they enjoy leisure sports?
- (2) What support services exist to help the citizens with physical impairments better participate in and enjoy leisure sports?
- (3) How do these services currently function and what concerns are there about them?

The results show that leisure sports support services must be well integrated into the overall support service system of daily activity support, transportation support, etc. to be effective for those who need it, and that all four informants in the study who used leisure sports support services valued them more or less positively.

**キーワード**

機能障害 余暇活動 社会的支援サービス スウェーデン  
physical impairment leisure sports social support service Sweden

---

\*はしもと よしろう：大阪国際大学人間科学部教授〈2003.12.25受理〉

## はじめに

長寿社会が実現し、「障害」をもって生きる人の割合が高まり、「障害」を経験することが一生における「当たり前」の（ノーマルな）出来事として認知され、一定レベル以上の社会保障制度をもつ社会（北欧諸国・ドイツ・日本など）において、ノーマライゼーションと共生は市民と政府が当然支持すべき社会理念として定着した。それにともない「障害」をもつ人も地域社会のなかで当たり前で暮らせるようにするための社会的支援サービスが、不十分な点はあるにしても、公的制度として実体化されることになった。日本について言えば、たとえば介護保険制度や支援費制度による支援サービスがこれにあたる。

こうした動きの中で、ノーマライゼーションの先進国であるスウェーデンにおいては、具体的内容は多様であるにしても、「障害」の有無にかかわらず誰もが自らの住居を地域社会のなかで確保して、市民として「当たり前」に暮らすことがほぼ普遍的に可能となった<sup>1)</sup>。「施設」に収容され、「当たり前」の暮らしができなかった時代とくらべれば、これは大きな進歩である。しかし、この進歩にともない、新たな課題が浮かびあがってきた。それは、生涯を通して、人生の最後の瞬間まで「(自然と文化と人間関係に恵まれた)豊かな生活環境のなかで、自分らしく生き、人生を楽しむ」といことである。この課題の達成において、余暇活動とそのノーマライゼーションがきわめて重要であることを実践者と研究者の両方が指摘している<sup>2)</sup>。

ところが、この領域における実践は、最近まで民間の自主的努力によるものがほとんどで、普遍的なものにはなっていなかった。それが、スウェーデンにおいては1990年代に入ってから、政策としての余暇活動指導員の配置、民間の開拓的事業の助成などが始まった。この新しい試みについての研究は、現地スウェーデンにおいても、まだ、結果報告と資料蓄積が中心の段階にある。

エスキルステyna市は、そうした開拓的事業を推進するための機関として機能障害をもつ市民の余暇スポーツ（余暇活動としてのスポーツ。この用語の定義は1において行う）を支援するためのセンター（障害者スポーツ振興センター）を民間団体および国との三者共同で、2003年1月1日にスタートさせた。そこで同市を対象地域に探索研究をおこなうことにした。

その最終目的はさまざまな領域（文化・芸能・芸術・政治・環境保護など）の余暇活動とそれを支援する社会的サービスの全貌をつかむことであり、そのための諸調査を今後積み重ねていく予定である。

本稿は、上記研究の第一次現地調査（2003年8月21日から9月15日に実施、平成15年度大阪国際大学学術研究助成による）についての報告論文であり、①特定のインフォーマント——機能障害をもち、介助サービスを必要とする市民——が日常の暮らしのなかでどのように余暇スポーツを楽しんでいるか（あるいはいないか）、また、②その日常生活と余暇スポーツ活動のための社会的支援サービスにはどのようなものがあり、③それがどう機能しているかについての紹介・検討がその目的である。

執筆の順序は次のようにした。

### 1. 主要用語の定義

2. エスキルステュナ市（調査対象地域）の概況
3. 介助サービスを必要とする運動機能障害をもつ市民（以下、「運動機能障害をもつ市民」と略す）の余暇スポーツのための社会的支援サービス
4. 運動機能障害をもつ四人の市民の暮らしと余暇スポーツ活動

## 1. 主要用語の定義

主題の共通了解のために意味の明示が不可欠と思われる主要用語の定義からはじめる。

### 機能障害・障害・運動機能障害・「障害」

見る・聴く・食べる・消化する・排泄する・身体を動かす・読む・書く・話す・記憶する・計算する・適切に休息するなどの心身の機能にかかわる制限や不便を《機能障害》とよぶ。《障害》はこの省略形である。また、《運動機能障害》は「身体を動かす」ことについての機能障害を意味する。カギカッコつきの《「障害」》は、いわゆる「障害」という意味で用いている。

### 余暇スポーツ

「楽しい」または「充実した」余暇を過ごすことを第一にめざして行うスポーツを《余暇スポーツ》とよぶ。種類としては登山・カヌー旅行・オリエンテーリング・山や海辺でのキャンプ生活などの野外活動からバスケットボール・卓球・アイスホッケーなど特定の施設や設備を使って行うものまであらゆるものを含む。勝ち負けや競争がともなうものであっても、その力点は楽しく充実した余暇を過ごすことにある。

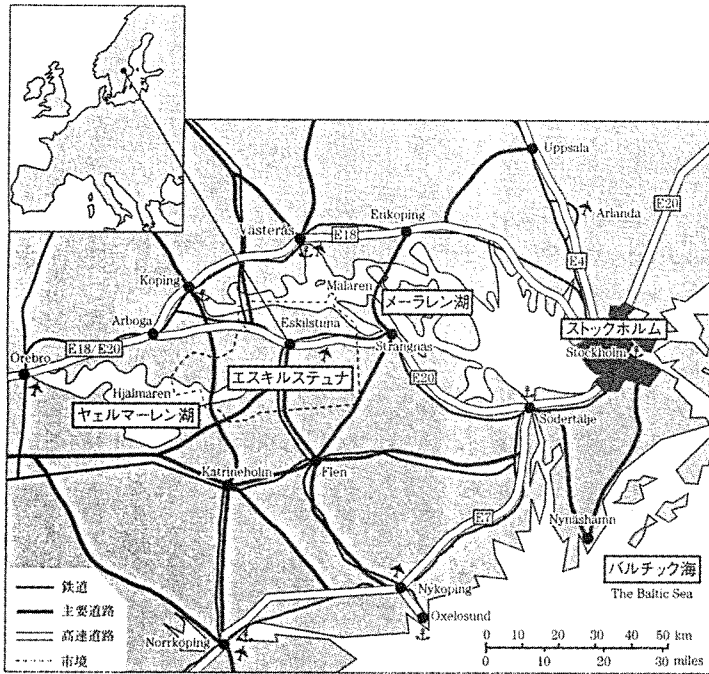
### 社会的支援サービス

サービス利用者が諸活動をおこなうときに経験する活動制限や参加制約を軽減・解消することをめざすサービスを《支援サービス》とし、それが社会的な事業または努力（自治体や民間団体の事業・市民の自発的協力など）によって実行される場合を《社会的支援サービス》とよぶ。（「サービス」の定義については注3を参照。）

## 2. エスキルステュナ市の概況

### 立地

エスキルステュナの中心街は首都ストックホルムの西方約116キロの位置にあり、ストックホルム中央駅から毎時1本出ている急行列車にのると約1時間で着く。



地図 エスキルステュナ市の立地  
出所：橋本義郎（2001）の118頁

### 人口と面積

エスキルステュナ市の人口は9万0089人（2002年12月31日現在）で総人口が約900万人のスウェーデンにおいては大規模自治体である。面積は1097平方キロで人口密度は82/平方キロになる。65歳以上人口の比率は17.5パーセントで高齢社会を形成している。（ちなみに大阪府内の衛星都市で筆者の居住地である守口市の人口は15万0552人〈2003年10月1日現在〉、面積は12.73平方キロで人口密度はエスキルステュナの約144倍に相当する1万1827人/平方キロ〈小数点以下は四捨五入〉である。）

### 市の実質事業費の予算と「余暇と文化」の部門への配分

2003年度予算での市の実質事業費（事業支出から事業収入を引いた額）は31億7770万クロナ（476億6550万円。1クロナを15円として）である。そのうちの約5.2パーセントにあたる1億6520万クロナ（24億7800万円）が「文化と余暇」の部門にあてられている。

### 近代産業都市としての歴史

近代産業都市としての歴史が長く、たとえば1847年にムクテル工作所が蒸気機関の製造をはじめている。現在ステンレス機械を製造しているアルファラバル=ステンレス産業は1893年に鉄板製造会社としてエスキルステュナに設立されている。この他、ボルボ自動車グループのボルボ建設機械、スウェーデン最大の錠前製造会社のアッサなど大小さまざまな会社が長年にわたって操業している。

### 労働者のコミュニオン（自治体）としての伝統と先進的福祉の実践

こうした歴史とともにエスキルステynaは労働者のコミュニオン（市民自治体。原語はkommun。制度上の名称として使われる場合は日本の市に相当するが、財政的自立性が高く、自治権も強い）として発展してきた。それを反映して、社会民主労働党が長年にわたって議会の第一党の位置をしめつけている。

福祉政策については「高福祉社会」が実現しているスウェーデンのなかでも、特に先進的な試みを展開してきている。その先進性をしめす一例として、同市における高齢者を対象とする福祉施策の発展史の一断面を簡単に紹介しておく。

高齢者のための居住型ホーム（施設）という概念がスウェーデンで紹介されたのは1918年のことである。これに先だつ1917にエスキルステynaではすでにバルスタ（Balsta）とよばれる高齢者ホームを市の中心街の隣接地に建設・使用している。

また、サービスハウス（ケアサービス付きの集合住宅。個々の住宅の広さや構造物としての質は日本の「高級マンション」に匹敵するぐらい）の建設においてもリードしてきている。シフティンゲ（Skiftinge）地区とニーフォーシュ（Nyfors）地区に1971年につくられたサービスハウスは、スウェーデン初のものである。

その後も、次つぎと開拓的な実践が自治体政府と民間との協働によって展開され、1990年には、在宅ケアサービス事業をおこなう事業協同組合としてはスウェーデン初である「ヘムサービス」（Hemservice）が、市の政策的な支援を得て設立されている。そのサービス内容は総合的で、在宅ケアや看護にくわえ、住宅に関する各種の修理・マッサージ・健康増進トレーニング・余暇活動なども含んでいる<sup>4)</sup>。

また、今回の調査対象機関である「障害者スポーツ振興センター」もスウェーデンで唯一のものであり、その事務所がはいっている総合スポーツ施設「ムンクテル=アリーナ」は、かつて「ムンクテル工作所」の工場としてつかわれた建物の外壁などを保存利用するかたちで市が工場跡地に建設したものである。市の歴史と伝統が新しい時代の先駆的事業のなかに生かされているといえる。

### 3. 運動機能障害をもつ市民の余暇スポーツのための社会的支援サービス

運動機能障害をもつ市民が余暇スポーツを日常の暮らしのなかで当たり前を楽しむために必要または有用な社会的支援サービスとして、どのようなものが用意されているかを次の3種類に分けて紹介する。

- ①「当たり前」の暮らしと活動に必要な日常的対人サービス——《日常活動支援サービス》とよぶ。
- ②機能障害をもつ人が、交通においてこうむる制限や不便を軽減・解消するためのサービス——《交通支援サービス》とよぶ。
- ③余暇スポーツの機会を開発・提供するとともに、機能障害をもつ市民がより「よく」余暇スポーツを体験できるように支援するサービス——《余暇スポーツ支援サービス》とよぶ。

### 3-1. 日常活動支援サービス

余暇スポーツを「当たり前」に楽しむためには、その前提として日常の「当たり前」の暮らしと活動が無理なくできていなければならない。そうした暮らしと活動を人権として（機能障害をもつ人を含むすべての人に）保障するための日常的対人サービス——介助サービスや（健康のための運動介助・服薬介助・痰の吸引などの）保健医療的ケアサービス——が日常活動支援サービスである。これを社会的支援サービスとして提供する仕組みは2種類あり、一つは原則として65歳未満の人を対象する《個人介助サービス》で、もう一つは65歳以上の人を対象とする《在宅サービス》である。以下、それぞれについて説明する。

#### (1) 個人介助サービス（パーソナル=アシスタンス）

##### サービス内容

「アシスタント」とよばれる介助者が個々のサービス利用者に付きそって介助し、その活動を補助するサービスである。利用者宅では、利用者の指示にしたがって掃除・洗濯・調理などの家事もおこなう。

外出のときには同行して介助をする。利用者の指示により利用者が所有する自動車を運転することもある。バス・鉄道などの公共交通サービスを利用する場合も、普通はアシスタントが同行介助する。ちなみに、この場合のアシスタントの料金は免除される。泊りがけ旅行のときにもアシスタントが同行する。ホテルなどに宿泊する場合のアシスタントの宿泊費（たとえば、二人部屋にするための追加分）については、適正と判断された範囲で市が支払う（エスキルステュナ市の場合）<sup>51</sup>。

服薬介助・痰の吸引・人口呼吸器の操作などの医療的ケアも一定範囲内で提供する。利用者が入院したときや、通院でリハビリトレーニングを受ける場合などのときにも、トイレ・飲食・移動などの日常生活活動についての介助はアシスタントがおこなう。

このサービスは「機能障害者を対象とする援助およびサービスに関する法律」（SFS 1993:387、以下《機能障害者援助法》と略す）および「介護手当に関する法律」（SFS 1993:389）にもとづく援助およびサービスのひとつで、その中核をなすものである。（「援助およびサービスの内容」の全体が法律にどうしめされているかは注6を参照。）

##### 利用の仕方と費用

利用請求やサービス内容の変更請求の窓口は市の担当で、利用者本人の請求にもとづいて、調査とサービス費用の支給決定がなされる。本人が15歳未満であるか、または明らかに意思表示の能力にかける場合は、保護者や後見人などの代理人が請求することができる。

週20時間までの利用については、1時間につき198クローナ（約3000円。1クローナを15円として）を全額市がサービス事業者を支払う。この場合の費用支給決定は市の担当がおこなう。20時間をこえる分については国の社会保険庁の地方保険事務所が支払うことになる。この場合の支給決定は市と保険事務所の担当が合同でおこなう。

どの事業者を選ぶかは利用者自身が決定する。事業者には事業協同組合もあれば会社もある。市の直営のサービスもある。利用者自身が事業者になることもできる。

サービス事業者は、時間当たり198クローナ（約3000円）の費用でアシスタントの賃金と事務所運営費・職員研修費・社会保険負担金などの経費をまかなう。事業協同組合の場合は、組合費も経費として使うことができる。組合員となった利用者は経営に参画し、自身が利用するサービスのあり方やアシスタントの採用や待遇の決定に影響力を行使することができる。

## (2) 在宅サービス

### サービス内容

ホームヘルパー（訪問介護員）やナイトパトロール（夜間訪問看護員）が訪問してサービスを提供する。ホームヘルパーも夜間訪問看護員も毎日多数の利用者を訪問支援する。この点が特定の利用者に長時間付き添うかたちをとる個人介助サービスとの最も大きな相違点である。夜間訪問看護員は全員副看護師（undersköterska）の資格をもっている。ホームヘルパーの場合は、副看護師の資格をもつ人もいるが、それは必要条件ではない。短期の研修を受けて看護助手（vårdbiträde）という立場でホームヘルパーになることができる。

サービス内容は多様で、衣服の着脱・移動・洗面・シャワー・食事といった日常生活活動の介助はもとより、リハビリ運動の補助・定期服薬の介助と確認から雪かき・鉢植えの花への水やりなどまでもふくみ、「当たり前」の日常生活をするのに必要と判定された支援サービスのすべてが「在宅サービス」として公的に位置付けられる<sup>7)</sup>。

### 利用の仕方と費用

はじめてサービスを利用するときの請求窓口は、「在宅サービス調査官」（Biståndshandläggare）とよばれる市の職員（以下、《調査官》と略す）である。この調査官がサービスの量と内容を決定する。すでに利用しているサービスの内容変更を請求する場合は、サービスユニット主任（enhetschef、在宅サービス提供計画の立案とサービス実施の責任者）との協働でサービスの見直しをおこない、調査官が再決定する。

在宅サービス全体の実施責任者は市であり、市直営サービスの提供は市の職員（ホームヘルパーなど）がおこなっている。協同組合に委託しているサービスの提供は、当然のことであるが、協同組合の職員が担当する。いずれのサービスをつかっても料金は同じである。その額は最高で月に1544クローナ（約2万3160円）である。所得が少ない場合は最低生活費が保障されるように減額される。月当たりの最低生活費（所得から住宅費を引いた金額）は市ごとに設定されていて、エスキルステナの場合は4162クローナ（約6万2430円）である<sup>8)</sup>。

## 3-2. 交通支援サービス

機能障害をもつ人が、交通においてこうむる制限や不便を軽減・解消するサービスには、その責任主体によって市によるものと国によるものの二つがある。

### (1) 市によるサービス

市が利用者認定した機能障害をもつ市民のためのバスやタクシーの利用についてのサービス（①乗り合いタクシーおよび②路線バス利用についてのサービス）と在宅サービスの利用者に対する（③外出付き添い介助サービス）がある。

### ①乗り合いタクシー

「乗り合いタクシー」は、民間タクシー会社と市が契約をむすんで提供するサービスである。タクシーの運転手が乗車前後の介助も必要に応じておこなう。利用に際しては、車椅子対応車両か一般車両かを選択して乗車の1時間前までに予約することがもとめられる。予約受け付けとタクシー会社の選択は市の担当課がおこない、可能なかぎり複数の利用者が同一のタクシーを、行程の全部または一部について共用できるように配車する。利用基本料金は以下の通りである。付き添い介助者の料金は無料である。

＜走行距離＞      ＜料金＞

- 10キロまで——20クローナ (300円)
- 20キロまで——25クローナ (375円)
- 30キロまで——35クローナ (525円)
- 30キロを超える場合——10キロにつき30クローナ (450円)

通勤のために利用する場合は、一律、1ヶ月につき380クローナ (5700円)。

### ②路線バス利用についてのサービス

路線バス（自治体の共同出資によるバス会社「レーン交通〈LänsTrafiken〉」が運営。《レーン〈län〉》とは国の行政区。範囲はおおむね県〈landsting〉とさきなる）はすべて低床で車椅子での乗降が容易にできる。外出付き添い介助者の料金は無料である。また、サービスハウス・地区診療所・県立病院・市役所前広場など医療・福祉サービスにかかわりが深い場所を周回する「サービス線」とよばれる路線もあり、そこを走る小型バスには旅客の手助けをする運転助手が同乗する場合がある。

### ③外出付き添い介助サービス

外出付き添い介助者（ledsagare）によるサービスで、1回の利用料金は30クローナ（約450円）である。個人介助サービスの利用者についてはアシスタントが外出付き添い介助者をかねる。

#### (2) 国によるサービス

自治体間を横切る交通については《国による交通支援サービス》がある。市による交通支援サービスの利用者認定を受けた人が自動的にこのサービスの利用資格者となる。支援の基本原理は機能障害をもつ市民が他の市民と同等の費用負担と利便性のもとに旅行できるようにすることで、具体的には次のようなサービスがある。

- 鉄道を利用する場合の付き添い介助者料金が無料。付き添い介助者が利用者本人よりさきに帰る場合や利用者を迎えに行く場合の料金も無料である。
- 目的地までの直通列車が発着する駅があり、そこから鉄道を利用するのが合理的と考えられる場合に、その駅までタクシーを利用することができる。タクシーを利用しても支払う料金は最寄駅から目的駅までの鉄道料金と同額である。
- 長距離旅行については航空機と空港から目的地までのタクシーとを利用することができる。料金は鉄道を利用した場合と同額である。
- その他の支援サービスが必要に応じて提供される。

（ただし、いずれの支援サービスの利用についても、原則として利用当日の3週間前まで



の予約が必要である。)

### 3-3. 余暇スポーツ支援サービス

#### 主たるサービス提供者

エスキルステュナ市における、機能障害をもつ市民に対する余暇スポーツについての社会的支援サービスの主たるサービス提供者は「セーデルマンランド障害者スポーツ連盟」(Södermanlands Handikappidrottsförbund) とその加盟団体ならびに「障害者スポーツ振興センター」(Utvecklings Centrum, Handikappidrott, Eskilstuna)である。これらの団体が協働で各種の支援事業を企画・運営している。

#### 費用の負担

エスキルステュナの市民を対象とするサービスの費用の基本部分と職員の給料は、障害者スポーツ連盟への補助金ならびに障害者スポーツ振興センターへの負担金というかたちで、エスキルステュナ市とセーデルマンランド=レーンが出している。サービス利用者(各種プログラムの参加者)が負担する費用は、筆者が取材した範囲では、無料または実費(食費など)のみである。用具(ボッチャのボール・車椅子バスケットボール用の車椅子・アイスホッケー用の櫓・チェアスキー・カヌーなど)も市や障害者スポーツ連盟が主催あるいは共催している「おためし体験」や「スポーツスクール」の参加者には無料で貸与している。

ちなみに、障害者スポーツ振興センターの職員の説明によると、スポーツを楽しむことで機能障害をもつ市民がより元気で健康になれば、介助サービスなどの必要が少なくなり、その費用が節約できるので、無料または低料金でどんどん参加してもらったほうが結果的に市や国の経済的負担を軽減できるということであった<sup>9)</sup>。

#### (1) セーデルマンランド障害者スポーツ連盟

「セーデルマンランド障害者スポーツ連盟」(以下、《障害者スポーツ連盟》とする)は、セーデルマンランドに活動拠点をもつ21の障害者スポーツをおこなう団体(障害者団体だけでなく一般スポーツ団体も含む。エスキルステュナには6団体ある)が加盟する連盟で、「スウェーデン障害者スポーツ連盟」の傘下にある。そして、さらに、スウェーデン障害者スポーツ連盟は「全国スポーツ連盟」に加盟している。

セーデルマンランドはエスキルステュナ市の他8市を包含するレーン(国の地方行政区)で、面積は6103平方キロメートル、2002年12月31日現在の人口は25万9006人、人口密度は42.4(人/平方キロメートル)である。

障害者スポーツ連盟の職員は3名でいずれもパートタイム。うち1名は障害者スポーツ振興センターの事務局長を兼務している。残り二人のうちの1名のみが運動機能障害をもち、車椅子を使用している。(なお、スウェーデンにおけるパートタイム労働の条件は日本の場合と大きくことなる。パート労働者も医療費給付・年金・有給休暇・教育休暇などについての諸権利は、フルタイム労働者と同様に保障されている。ちがいは労働時間が短いこと、時間が短い分だけ賃金が少ないことだけである。)

障害者スポーツ連盟が提供するスポーツ活動と支援サービスは大別して①「おためし体験日」と②「スポーツスクール」、③「競技会」、④「体験キャンプ」、⑤「研修プログラ

ム」の5種類である。

#### ①おためし体験日

さまざまなスポーツや野外活動を日帰りで試してみるプログラムとして「おためし体験日」がある。障害者スポーツ連盟の職員やボランティアが企画・運営する。2003年度の案内によると、たとえば次のようなものがある。

◇障害者用住宅の居住者と障害者作業所の通所者向けの「スポーツの日」。場所はムンクテル=アリーナ（屋内トラックをもつ総合スポーツ施設）。

◇セーデルテリア特殊学校の生徒向けの「スキーの日」。場所はウォルビースキー場。

◇陸上競技と集団遊び。場所はムンクテル=アリーナ。

◇「障害者スポーツの日」。セーデルマンランド内の4市で。

◇水上・水中スポーツ。場所はストレグネスの湖畔保養施設。

（「日帰り」や「キャンプ」による「おためし体験」の実際については注10の文献が詳しく説明している。）

#### ②体験キャンプ

キャンプをしながらおこなう「おためし体験」プログラム。野外活動センターやレクリエーション=キャンプ場などをつかって、各種スポーツと四季折々の野外活動（スキー・カヌー・ヨット・水上スキー・氷上橇・急流下り・スキューバー=ダイビング・魚釣り・山野森林の散策・茸狩り・ベリー摘み・野外料理・乗馬・オリエンテーリングなど）の体験機会を提供している。

#### ③スポーツスクール

「おためし体験日」などをきっかけに、特定のスポーツをもう少し本格的にやってみることにした人のために用意されているのが「スポーツスクール」である。毎週あるいは毎月の活動日を決めて継続的に実施される。スポーツそのものについての指導やトレーニングと合わせて、あらたにグループをつくって、それぞれの地域で活動するための講習や支援もおこなっている。参加者募集と申込受付は障害者スポーツ連盟が担当するが、実際の指導等は個々の団体がおこなう。

#### ④競技会

全国大会から地区大会まで、さまざまなレベルの競技会を障害者スポーツ連盟が各種団体ならびに全国連盟との協働で企画・運営している。2003年度の案内によると、たとえば次のような競技会がある。

◇車椅子ダンスの全国大会。場所はエスキルステュナ動物園。運営は車椅子ダンス委員会。

◇陸上競技の地区スクール大会。場所はニーシェッピン・セーデルテリアなどの競技場。

◇屋内陸上競技の地区大会。エスキルステュナのムンクテルアリーナ。

◇屋内バンディ<sup>11)</sup>の地区スクール大会。場所はカトリーヌホルム。

◇屋内バンディの招待試合。場所はセーデルマンランドとそれ以外のレーン2箇所。

◇全国青少年陸上競技大会。場所はストックホルムスタジアム。

◇ポッチャ<sup>12)</sup>の招待試合。場所はエスキルステュナとその他の2市。

## ⑤研修プログラム

障害者スポーツの指導者育成をめざす各種研修がおこなわれている。競技用車椅子の使用法などの技術向上のための研修から、「おためし体験日」の企画の仕方やパラリンピックなどの大会運営についてのものまでさまざまな領域に関する研修がおこなわれている。

### (2) 障害者スポーツ振興センター

障害者スポーツ振興センターは、初心者から上級者までのすべてを対象に障害者スポーツの普及と振興をめざして、エスキルステナ市とスウェーデン障害者スポーツ連盟・国(社会庁とセーデルマンランド=レーン)の三者が共同で設立した機関で、スウェーデンではじめての試みである。市と国が資金を出し、スウェーデン障害者スポーツ連盟が職員となる人材を提供している。運営委員会は三者から各1名選出される委員と、セーデルマンランドのスポーツ団体を代表する委員1名とで構成されている。

2003年1月1日に開設されたばかりで、初年度上半期(6月30日まで)の事業費支出は81万5764クローナ(約1223万6460円)、そのうちの人件費は49万210クローナ(735万3150円)となっている。

同センターの職員はフルタイムが1名とパートタイム5名、合わせて6名でスタートした。その後パートタイムの1名が転職したが、職員補充はしていない。事務局長のレイフ=トルステンソンはパートタイムの一人で、障害者スポーツ連盟の職員を兼務している。

障害者スポーツ振興センターの事務所は、全市民のための総合スポーツ施設「ムンクテルアリーナ」内にある。

ちなみに、エスキルステナ市には、「障害者スポーツセンター」のような障害者の利用に限定した施設はない。これはスウェーデン全体に見られる傾向で、「障害」の有無による分離をなくして統合と共生をめざすノーマライゼーション実践の一例といえる。

障害者スポーツ振興センターがになおうとしている基本的な役割とそのための活動について事務局長のレイフ=トルステンソンによる説明<sup>3)</sup>をもとに整理すると次のようになる。

#### ①初心者や未経験者の支援と余暇スポーツの促進に重点をおいたサービスをすること

「障害者スポーツ」といえば、パラリンピックに代表されるような特にすぐれたエリート競技者によるスポーツというイメージがまだまだ強く、誰もが気軽に楽しめるものにはなっていない。そこで、(直前に紹介している)障害者スポーツ連盟による「おためし体験日」や「体験キャンプ」などを支援し、気軽にためせる機会づくりを促進している。また、4の「スティグの場合」で紹介しているように、はじめてスポーツを体験する人に対する個別的な勧誘と支援もおこなっている。

#### ②上級者と初心者のあいだの橋渡しをすること

「おためし体験日」などの初心者向け活動の参加者に各種の「スポーツスクール」を紹介し、活動の継続と向上の促進をめざしている。具体的には情報提供と相談活動を通してそうした向きの動機づけをおこなっている。事業そのものを開始してからの月日があさいこともあり、実際例はまだ報告されていない。

#### ③市やレーンの範囲をこえる広範な地域を対象として、全国的(ときには国際的)なサー

### ビスをすること

障害者スポーツの特徴のひとつは、競技をおこなう場合に障害の形態と程度によってクラス分けをすることで、これとむすびついた課題がある。競技をいざするとなると、個人競技であれば2選手以上、団体競技であれば2チーム以上の参加が必要になるが、障害をもつ人で、スポーツ競技をする人の数はもともと少なく、それをさらに種目と障害程度によって分けるとなると、一つの競技についての参加資格者は限られてくる。それで1地域（たとえばエスキルステナ市）だけを対象にしているだけでは、十分な参加者を獲得することができない。

こうした状況から、全国に（ときには諸外国にも）対象を広げた競技者の育成と参加促進のための支援サービスが必要になる。これは障害者スポーツ振興センターが、広い地域を対象とした活動を展開する機関として、国との協働で設立された理由のひとつである。

この役割遂行の一環として、スポーツ経験・スポーツ活動についての希望・機能障害の内容などについての電話と郵送による質問調査を、障害者スポーツセンターの職員が研究者と協働して実施している。その中間報告が間もなく出る予定である。また、動機づけと参加者募集をかねた、機能障害をもつ当事者自身が講師として体験を語る講演会も開催している。

### ④種目やクラスをふやし、競技者や参加者の選択の幅を広め、だれもが参加できるようにすること

スポーツ競技に障害をもつ人が参加する場合には、よく似た条件の人と競い合えるようにするためにクラス分けが必要な場合がある。たとえば、競泳や陸上競技では細かいクラス分けが種目ごとになされる。こうしたクラス分けをきめ細かくすることで、すべての参加者が「よい勝負」を楽しむことができる。その前提条件が、多くの参加者を獲得することである。ここで③としてあげた役割と「種目やクラスをふやす」ということとがつながる。この両方の追求を欠いては、競う相手がいなかったり、少なすぎたりといった状況になり、たとえ「試合」ができたとしても盛り上がり「もうひとつ」ということになってしまう。

この他、新しいスポーツを開発することも重要な役割である。それによって、まったく新たな種目をつくり、選択の幅を広げ、多様な必要や希望にこたえていくことができる。これは、今後の課題である。

ちなみに、スウェーデン障害者スポーツ連盟は新しいスポーツの提案を募集している。そうした提案が具体化して全国に普及した例として「コース競争」がある<sup>14)</sup>。「コース」というのは脚がついた伝統的な形式の飲酒用グラスである。このグラスにさまざまな工夫をこらして小川に浮かべ、できるだけ長い距離を転覆せずに流れるようにし、その距離を競う競技が「コース競争」である。これは、「障害」の有無やちがいをこえて競い合えるから、「障害者スポーツ」というよりは「共生スポーツ」というのがふさわしいと筆者には思われる。

### ⑤スポーツを通しての健康増進とそのための環境整備をはかること

障害者スポーツ振興センターは、適度にスポーツを楽しむことによって、結果として健

康が増進されることをめざしている。たとえば、同センターの事務局長によると、スポーツをして体力が付き、介助サービスを使わなくても日常生活をおくれるようになる場合がある。このことは個人介助サービスや在宅サービスなどにあてられる税金の節減にもつながると考えられていて、公的資金を得る理由のひとつにもなる。

また、同センターの案内パンフレットには、バリアフリー環境を整備してスポーツに親しみやすくして、機能障害をもつ人の日常生活を活発にし、その質を高め、心身の健康と社会参加を増進すると書かれている。

#### ⑥研修・交流とネットワークづくりの支援

これも案内パンフレットによるものであるが、リーダーの養成と交流のための研修会や集会の開催と、リーダーおよび一般参加者のあいだのネットワークづくりの支援が事業内容としてかけられている。まだ準備段階で、本格的な実践はこれからである。

#### (3) その他の支援サービス

以上の支援サービス以外にも、一般の市民団体やスポーツクラブが独自に機能障害をもつ人への支援サービスをおこなっている例がある。たとえば、野外活動促進協会(Friluftsfrämjandet)はキャンプ活動や野外レクリエーションの指導や参加機会の提供をおこなっている。

### 4. 機能障害をもつ四人の市民の暮らしと余暇スポーツ活動

機能障害をもち、介助サービスを必要とする4人の市民(インフォーマント)について、日常の暮らしのなかでどんな余暇スポーツをどの程度楽しめているかを、聞き取りと参加観察によって調べてみた。その結果を要約・紹介する。

#### (1) ステファンの場合

ステファンは41歳で、個人介助サービスを1日24時間利用しながら、エスキルステナ市の中心地区の繁華街にあるアパートでひとり暮らしをしている。

1983年、21歳のときに、ドライブウエーのカーブで、中央線をはみ出して走ってきた対向車をよけそくなって、運転していた車ごと谷へ転落し、脳に傷害をおった。それがもとで恒常的脳機能障害をもつようになった。そのため発声ができず、音声発生機をつかって話をする。新たなことを長期記憶することも困難で、少し前のことをなかなか思い出すことができない。それにくわえて、四肢麻痺もあり、移動・着替え・食事・排便・シャワーなどほとんどの日常生活活動において介助を必要とする。

事故で障害をもって後、1994年に機能障害者援助法が施行されて個人介助サービスが利用できるようになるまでの11年間は、ずっと総合病院の高齢者向け長期療養病棟に入院している以外に、なすすべがなかった。「個人介助サービスが利用できるようになってよかったですね」と筆者が言うと、ステファンは深く、何度もうなずいていた。

ステファンの余暇スポーツのメインは、ポッチャ(このやり方については注12の説明を参照)。毎週火曜日の午後、機能障害をもつ仲間4~5人とムンクテル=アリーナに集まって試合をしている。これは、月曜日から金曜日まで毎日ステファンが通っている、総合病院内の恒常的脳機能障害者リハビリテーション=センターにおける活動<sup>15)</sup>のひとつであ

り、同センターからの職員2名と、ステファンやその他の参加者の個人介助サービスをするアシスタントも同行している。ステファンがボッチャをはじめたのは4年前で、今は毎週ボッチャをするのを楽しみにしている。筆者が見学させてもらったときには、アシスタントたちも参加して、一緒に楽しんでいる感じだった。ステファンも他の参加者も、真剣にねらいをさだめてボールを投げている。かなり皆さんゲームに熱中しているように筆者には見えた。障害者スポーツ振興センターや障害者スポーツ連盟の職員によると、アシスタントも積極的に参加すると雰囲気もりあがり、どちらかというと協同組合のアシスタントのほうが市のアシスタントより指導にあたっている職員の指示がなくても、積極的に自分からすすんで参加しようとする人が多いとのことであった。

今年の夏の長期休暇には、両親と一緒に北部ダーラナ地方の山小屋に2週間滞在した。その間には自然散策・水浴・カヌー・魚釣りなどを楽しんだ。冬の休暇も山小屋に滞在することがあり、そのときにはスキー板が4枚ついた用具でスキーをする。長期休暇中のステファンの介助は両親がする。その間は、ステファンのアシスタントも休暇をとることになる。

## (2) マルテの場合

マルテは35歳。市の中心部から少しはなれた住宅地にある3階建集合住宅でひとり暮らしをしながら、市が運営する日中活動センターで働いている。運動機能障害と知的障害をあわせもち、手動車椅子をアシスタントに押してもらって移動する。着替え・食事・排便・シャワーなど、ほとんどの日常生活活動についての介助が必要である。日中活動センターでは、職員による介助を受け、それ以外は常に個人介助サービスを利用している。

通常は月曜から金曜まで毎朝8時半に自宅から乗り合いタクシーを利用して出勤し、午後3時半頃に帰宅する。日頃の余暇の楽しみは、友人宅を訪問したり、教会のグループ活動に参加したり、週に1回父親と会食をしたりすることである。レバーをおさえるだけで、簡単にいくつかのコードをひけるよにした簡易ギターの演奏も楽しみのひとつで、これは日中活動センターの余暇活動の時間に習っている。筆者が調べた約2週間については、特に「スポーツ」はしていない。

本人とアシスタントの説明によると、夏休みにはキャンプに行き、泳いだり、絵をかいたり、簡易ギターをひいたりしたとのことである。マルテは音楽好きのようで、お土産にもっていった『千と千尋の神隠し』の音楽アルバムを早速聴いて、にっこり笑ってくれた。

## (3) ベンクトの場合

ベンクトは45歳。セーデルマンランド=レーン内にあるエクセルスンド市に住む。セーデルマンランド障害者スポーツ連盟の運営委員をしている関係で、少なくとも月に1回は会議等のため、エスキルステナ市のムンクテルアリーナにある障害者スポーツ振興センターを訪問する。その交通には、車椅子対応の自家用ワゴン車を使い、運転は(1日24時間利用している個人介助サービスの)アシスタントがする。

また、ベンクトは全国神経障害者連盟のメンバーでもあり、日常の主な仕事は、同連盟の派遣で、小中学生などを対象に、神経障害による四肢麻痺をもつ自分自身の生活や余暇

活動について講演することと、同様な障害をもつ人の相談にのることである。

余暇スポーツとしては、オリエンテーリングを7年前からやっている。週2回ぐらいその練習や指導をする。(聞き取り調査時の)1ヶ月前には、ノルシェッピン市で開かれた試合に出場している。機能障害をもつ人のオリエンテーリングでは、運動機能障害や視覚障害・知的障害といった障害別に、4ないし5のレベルを設定して試合をする。ベンクトは自分が競技をするだけでなく、試合の運営にもかかわっている。

その他の余暇活動としては、サッカー・アイスホッケー・バンディー・車椅子ダンス競技などの観戦や映画鑑賞がある。今のところ自身がやっているスポーツはオリエンテーリングのみである。また、ときどき、娯楽と実益とをかねて調味料などの販売会を自宅で開いたりもしている。

#### (4) スティグの場合

スティグは65歳(調査時)のフリージャーナリストで、地元新聞のテレビ・ラジオ批評のコラムを担当している。生まれながらの脳性マヒのため全身が硬直ぎみで手・足が不自由だが、比較的マヒが軽度な左手にボールペンを握って文字を書くことができ、達筆である。

スティグの一番の趣味は、外国からの短波ラジオ放送を聴くことである。ラジオ日本もよく受信している。

スティグが30歳のときに工場労働者だった父が他界し、以来、スティグは、ずっと母サラと二人で暮している。現在サラは88歳である。母方の伯母アストリッド97歳が存命で、彼女とスティグは、毎朝、電話をかけあって安否確認もかねた雑談をする。いとこのイングリッドが週に1回スティグを訪問する。自営農場でとれた玉子をスティグの隣人・知人に直販するためである。スティグはその玉子の注文をとり、イングリッドを手伝っている。こうした親類縁者との交際がスティグにとっての大事な余暇の楽しみである。

これまでにどんなスポーツをしたことがあるかをたずねてみると、「子どものころに、三輪自転車であちこち走りまわった。あのころはもう少し体が動いた」という答えがかえってきた。いわゆる「スポーツ」は観戦ばかりでスティグ自身がやることはなかった。

そこで、今回、筆者がたのんでムンクテルアリーナで何かスポーツをしてもらおうことにした。事前に筆者が障害者スポーツ振興センター事務局長のレイフ＝トルステンソンと相談して、彼の援助を受けることにしておいた。乗り合いタクシーによる交通支援サービスを利用して、アリーナへ行った。アリーナの室内競技場前の芝生で、リハビリトレーニングもかねた屋外ポッチャをしているグループがあったので、まず、それを見学してからレイフの部屋へいってスティグを紹介した。スティグと少し話をして、レイフは屋内ポッチャをすすめて、器具の用意をし、トラック内側のフィールドまで案内してくれた。最初は「見るだけ」と言っていたスティグだが、なんとかその気になってくれた。

早速、屋内ポッチャ用の外側がなめし草のボールをレイフがスティグににぎらせようとしたが、握力が弱いのと指が変形しているのとで、スティグはボールを握ってもちあげることができなかった。「やっぱり、できない。見るだけでいい」とスティグがいうと、レイフが「ちょっと待ってくれ、何とかする」といってどこかへ行った。

しばらくして、プラスチックのパイプを縦に半分に切ってつくったらしい樋のような道具をもってレイフがもどってきた。その道具を筆者がささえて、その一方のはしの部分にスティグがボールを上から押え込むようにしてかまえ、もう一方のはしを左右上下にスティグの指示で筆者が動かし、ねらいを定めることにした。

このやり方で、筆者とスティグの二人でポッチャを2ゲームやった。いったんはじめると、スティグは筆者に細かく指示を出し、ゲームに熱中した。生まれて66年目にはじめて体験したスポーツである。お互いもっとやりたかったが、帰りの乗り合いタクシーの予約時刻が近づいたのでやめた。後日、スティグは、この日の体験とレイフのことを担当する新聞のコラムで紹介した。

また、レイフが道具をさがしにいていた間に、スティグはトラックでかけっこをしてきた3人の少年に声をかけて話をし、トラック一周のタイムを一人ずつ計ってやっていた。ニコニコしながら。

## 5. 余暇スポーツのための社会的支援サービスの機能と課題

4でとりあげた四人の事例と関係者の発言の検討をもとに、エスキルステュナ市における機能障害をもつ市民の余暇スポーツに対する社会的支援サービスの機能と課題について検討する。

### 5-1. 「日常活動支援サービス」と「交通支援サービス」について

余暇に、「余暇スポーツ支援サービス」を利用してスポーツを「当たり前」に楽しむには、その前提として日常の暮らしと活動が無理なくできなければならない。そのために不可欠なサービスが「日常活動支援サービス」と「交通支援サービス」である。さて、その実際はどうだろうか。4人の事例について検討してみる。

#### (1) 日常活動支援サービス

今回の4人の事例で見るとかぎりにおいては、「日常活動支援サービス」については十分にその本来の（「当たり前」の暮らしと活動を誰もができるようにするための日常的対人サービスとしての）機能をはたしているようである。いずれの人も、それぞれが利用しているサービス（スティグについては「在宅サービス」、その他の3人については「個人介助サービス」）を「よい」サービスと評価している。筆者が観察したところにおいても、アシスタントやホームヘルパーは利用者主体の適切なサービスを提供し、調査対象者とのあいだに良好な人間関係をむすんでいた。たとえば、筆者がマルテに電話をし、彼のアパートを訪問したときには、アシスタントは必ずマルテの意思確認をして、私に應對していた。また、守秘義務もしっかりはたし、サービス利用者について本人に先走って話しをするようなことはなかった。また、調査期間中の週末には、アシスタントの一人が、マルテを自宅に招いて友人として昼食を共にし、マルテはそのことをニコニコして筆者に話した。他の3人についても同じように、アシスタントやホームヘルパーのことを好意をもって受けいれている様子が見られた。その詳細は割愛する。

#### (2) 交通支援サービス

ベンクトは、車椅子対応に改造した自家用車をもち、アシスタントに運転させている。



ベントの場合、自動車の改造費は、仕事に利用するという加算がつき、全額社会保険から支給されている。これによって日常の交通にはまったく不自由がない。

他の3人については乗り合いタクシーが日常の交通手段である。その料金(3-2(1)の①を参照)は、一般のタクシーとくらべるとたしかに安い。しかし、路線バスの運賃とくらべるとやはりまだ高い。たとえば、スティグの自宅からムンクテルアリーナまでの乗り合いタクシーの料金は10キロメートル以内で20クローナ(約300円)である。一般路線バスを利用した場合の料金は13クローナ(約195円)で、これよりは高めだ。

スティグは個人介助サービスではなく、在宅サービスを利用しているため、外出のときにアシスタントの同行介助で路線バスを利用することができない。そこで、乗り合いタクシーを利用している。乗り合いタクシーの場合は、必要に応じて、利用者の部屋から行き先までの移動中の介助を運転手がする。

また、乗り合いタクシーの場合は、事前の利用予約が必要で、そのことが気軽に出かけたり、途中で柔軟に予定を変更したりするのが難しい。たとえば、スティグと筆者がムンクテルアリーナへ出かけたとき、もう少しゆっくりしたいと思ったが、迎いの乗り合いタクシーの時刻がきまっていたので出来なかった。

## 5-2. 「余暇スポーツ支援サービス」について

今回の調査の対象とした、障害者スポーツ振興センターと障害者スポーツ連盟によるサービスを中心に余暇スポーツ支援サービスの検討をする。他に、民間の各種余暇活動団体によるサービスもあるが、それらについての検討は今後の継続研究によっておこなう。

### (1) サービス利用当事者の側からの検討

4人のインフォーマントのうち、3人については障害者スポーツ振興センターや障害者スポーツ連盟によるサービスを利用していることを観察または聞き取りによって確認した。残りの1人(マルテ)については、夏にレクリエーション=キャンプに参加していることを本人から聞き取った。そのキャンプの運営団体がどこであるかは確認しなかった。

ステファンの場合、毎週、ムンクテルアリーナにおいて、障害者スポーツ連盟のメンバーによる指導を受けてボッチャをしている。これ以外に日常的に本人自身がやるスポーツは今のところない。その意味で、ボッチャをする機会を提供していること自体が意義深いサービスだといえる。他のプレーヤーやアシスタントと楽しそうに語りながらプレーしていたし、本人も楽しみにしているといっていた。

ベントの場合は、オリエンテーリングの競技者であると同時に指導者であり競技会の運営スタッフでもある。また、その経験について講演するという仕事もしている。オリエンテーリングについての支援サービスは、彼にとって余暇スポーツを楽しむというだけでなく、仕事の機会をつくっているという点においても重要な意味をもっている。

スティグの場合は、66歳になった今年、生まれてはじめて、ただ見るのではなく自分がするものとしてスポーツを体験した。そのときの様子は4で紹介しているように、一旦やりはじめると夢中になるぐらいに積極的なものであった。それを可能にした重要な要素が、障害者スポーツ振興センター職員のレイフによる支援であった。

余暇スポーツ支援サービスは、利用者についての取材から判断すると、利用者にとって

おおむね「よい」機能をはたしていると言えそうだ。しかし、まだまだ改善の余地はある。たとえば、ステファンやスティグが、ポッチャ以外のスポーツもしてみる機会をつくればより「よい」だろう。

### (3) 支援者および当事者団体の側からの検討

特に重要と思われる7点について検討する。

#### ① 動機づけと施設整備

スポーツを自分自身がやった経験をほとんど、あるいはまったくもたずに成人した人を動機づけることが非常に困難であるという問題認識が、支援をする側に共通してみられた。

しかし、だからこそ、あるいはそこにこそ、余暇スポーツ支援サービスの重要な使命があると考えられる。そのことをスティグの事例が如実に語っている。

ムンクテルアリーナというバリアフリーのスポーツ施設があり、それにスティグが関心をもっていた。そして、筆者が彼に「何か一緒に余暇活動をしようや」と誘ったときに、「ムンクテルアリーナに行くのはどうか」と彼が提案したのである。ここで、まず、ムンクテルアリーナというバリアフリー施設を市がもち、その情報がスティグにとどくように広報されていたこと自体が、機能障害をもつ市民とその仲間への有効な余暇スポーツ支援サービスであり、そうした環境整備ができていたことが「はじめてのスポーツ体験」の前提条件であったと解釈できる。この前提の上になりたったのがレイフによる支援である。

事前に、筆者はレイフと相談し、まずスティグをレイフに紹介し、二人で話してもらうことにしておいた。また、その前に屋外でステファンたちのグループがポッチャをしているのを少し見ていくことにした。その後の展開は4で紹介したとおりである。レイフがボールをころがす用具をもってこなかったら、スティグは「ただ見る」だけで終わっていた。

#### ② 生涯を通しての支援サービス

前に指摘したように成人してから「はじめての体験」をするのは難しいものである。スティグの例がしめすように、スウェーデンにおいても、かつては機能障害をもつ児童が、学校や地域で自分自身がスポーツをする機会はほとんどなかった。機能障害をもたない人であっても、子どもの頃にスポーツの経験がまったくなければ、成人してからはじめるのは難しいだろう。これに対して、病気や機能障害のために一時的にスポーツをしないう時期があったとしても、それまでに経験のある人は「またやろう」という意欲を再燃させる傾向が見られる<sup>16)</sup>。

こうした状況認識のもとに、3で紹介している「おためし体験日」などの児童から成人までを対象とした、余暇スポーツ体験の機会を障害者スポーツ連盟や市が提供する努力をするようになってきたと障害者スポーツ振興センターの職員は述べている<sup>17)</sup>。また、スウェーデン障害者スポーツ連盟は、同連盟の障害者スポーツ政策プログラムのなかで、学校のスポーツ担当教員が機能障害をもつ生徒にも適切な教育ができるように、国のスポーツ教員養成課程を改革する必要性を指摘している<sup>18)</sup>。そして、国のレベルでは、「障害者政策に関する1989年委員会最終報告書」(Handikapputredningen <SOU 1992:52>)において、

機能障害者の余暇とレクリエーションの必要が充足されるように対策を講じなければならないという見解を出している。

### ③用具についての支援サービス

機能障害をもつ人がスポーツをする場合、陸上競技用やバスケットボール用の車椅子、アイスホッケー用の櫓など、障害者スポーツ用の競技用具が必要なことがある。これらの用具は、競技人口が少ないため、生産数も少なく、結果として値段が高くなりがちである。たとえば、スラローム用のチェアスキーが1万5000～2万クローナ（約22万5000円～30万円）かかるのに対して、一般用のスキーセットは5000～1万クローナ（7万5000円から15万円）ぐらいである<sup>19)</sup>。

スウェーデンでは県が運営する補助器具センターのサービスにより、日常の衣食住と勉学・移動・交通などに必要な補助器具は無料で処方・貸与している。しかし、余暇活動やスポーツのための補助器具の処方・貸与は、エスキルステナ地区にあるセーデルマンランド県の補助器具センターによると、セーデルマンランド県ではおこなっていない。

スウェーデン障害者スポーツ連盟は、こうした状況を是正し、スポーツと余暇活動における経済的負担の差をなくして実質的機会平等を実現するために、国が、スポーツと余暇活動のための補助器具や競技用具を障害をもつ人が購入する場合の補助金制度をつくることを要求している<sup>20)</sup>。

### ④守秘法による制約

守秘法（Sekreteslagen <1980:100>）の第7章第1条は、本人やその親類縁者が不利益をこうむらないことが明白である場合でなければ、個人情報を開示してはならないと規定している。これが、障害者スポーツと機能障害をもつ市民とをむすびつけるために、障害者スポーツ団体が障害者に関する政府情報を活用するのをさまたげている。この点についての改善を求めて、スウェーデン障害者スポーツ連盟は次のように主張している<sup>21)</sup>。

今日、スウェーデンにおいては、機能障害をもつことは決して「みっともない」ことでも「恥ずべきこと」でもない。にもかかわらず、機能障害をもつことをかくすというのは、機能障害についての偏見にもとづく行為であり、機能障害をもつ人への侮辱である。機能障害をもつ人が、スポーツ活動に参加するのを支援するために、彼、彼女の機能障害についての情報を活用できるようにすべきである。

### ⑤リハビリテーション活動としての機能

スポーツ活動は、ハビリテーション<sup>22)</sup>とリハビリテーションにおける機能訓練の機能をはたしうるという立場から、保健医療法（Häls- och Sjukvårdslagen <SFS 1982:763>）におけ機能訓練活動として、障害者スポーツ活動を公認することをスウェーデン障害者スポーツ連盟は要求している<sup>23)</sup>。この要求にそった制度改正がおこなわれたとすると、一定の条件をみたした障害者スポーツの支援サービスは医療サービスの一種となり、その費用は医療費として認められることになる。それは障害者スポーツ支援サービスの財政的基盤の強化と社会的認知促進という点において基本的に好ましいことである。しかし、実際の運用となると、どのような条件設定をおこなうかが大きな課題となる。競争で勝つことに重点をおいた競技スポーツにおいては、かえって事故や疲労によって機能障害を発生させた

り、悪化させたりしてしまう危険もはらんでいる。この点についての研究が必要である。

#### ⑥交通支援サービスの改善

スウェーデン障害者スポーツ連盟は、スウェーデン鉄道の2等車両に車椅子用の場所が1箇所しかないことや、バリアフリーになっていない列車やバスが全国的にまだまだ多く存在していることなどを指摘し、その改善を要求している<sup>24)</sup>。と同時に、鉄道やバスのバリアフリー化によって障害をもつ人がもっと活発に活動できれば、その健康状態も改善され、結果として医療費などの社会的費用を節約できるという見解も示している。

#### ⑦研究活動の必要性

スウェーデン障害者スポーツ連盟は、機能障害をもつ人の余暇活動とスポーツについての研究の必要性を次のように指摘し、その推進を政府に対して要求している<sup>25)</sup>。

機能障害をもつ人の余暇活動とスポーツは、未開拓な領域が多く残されている研究対象で、ハビリテーションとリハビリテーションの方法としての大きな可能性をひめている。この研究によって余暇活動とスポーツのための補助器具や用具の開発も促進される。さらに、この分野の投資によって、機能障害をもつ人がよりよく機能の回復や改善をすることができれば、従来の治療を第一目的とした医療や機能訓練のみによるのとくらべて、少ない費用で（たとえば、各種余暇活動団体や障害者スポーツ連盟の活動などを補助して生かすようなやり方で）、より大きく豊かな効果（単に心身機能を改善させるだけでなく、本人が楽しんだり、活動を通して仲間をつくったりする効果）を生み出せる。

### むすび

機能障害をもつ市民の余暇スポーツと、そのための社会的支援サービスについて、今回のエスキルステナ市における調査を通して学んだことから、特に重要と思われるもの五つをとりあげ要約・紹介し、むすびとする。

一つは、余暇スポーツ支援サービスは日常活動支援サービスおよび交通支援サービスと直接・密接に連動して機能すること。たとえば、スティグは乗り合いタクシーのサービスがなければポッチャをするためにムンクテルアリーナへ行くことができない。4人のインフォーマントはいずれも個人介助サービスなどの日常活動支援サービスを利用して、そのことが余暇スポーツを楽しむ前提としての日常生活の不可欠な要素になっている。なかでも個人介助サービスは特に重要で、アシスタント（介助者）が保障されれば、いつでも自由に出かけて自分の好きなときに余暇スポーツを楽しむ。アシスタントもサービス利用者と共に積極的に余暇スポーツ活動に参加することで、その雰囲気がもりあがる様子も見られた。

二つは、余暇スポーツの機会平等は、ノーマライゼーションの先進国であるスウェーデンにおいてもまだ市民の実質的な権利として確立されていないこと。たとえば、障害者スポーツには、そのための補助器具や用具を必要とするものがある。これらの器具や用具は一般のスポーツ用品とくらべて需要が少ないこともあり、高価になりがちで、個人として購入するのが難しいものが少なくない。にもかかわらず器具や用具の貸し出しサービスや購入補助の公的制度はまだ確立されていない。

三つは、スウェーデンにおいても、余暇スポーツ支援のための社会的サービスや研究の歴史はまだ浅く、現在開拓的な実践の段階にあること。たとえば、今回の調査対象である障害者スポーツ振興センターの実践がその好例である。この種のセンターとしては全国初で、まだ唯一のものである。

四つは、エスキルステナ市では、ノーマライゼーションを前提としたスポーツ環境づくりが行われていること。たとえば、総合スポーツ施設であるムンクテルアリーナは、すべての市民のためのもので、それがバリアフリー施設として機能していて、機能障害をもつ人を含むすべての市民が利用している。これに対して、大阪市の「障害者スポーツセンター」は、「障害者のための」施設であり、「障害者」と非「障害者」が共に「当たり前（ノーマル）」に一市民として利用する、すべての市民のための施設となっていない。

五つは、さまざまな限界や問題はあっても、ノーマライゼーションの一環として機能障害をもつ市民の余暇スポーツを支援するために自治体と国の政府が、民間と協働し、それなりの成果をあげていること。たとえば、ムンクテルアリーナは市が投資して建設し、障害者スポーツ連盟などの民間の参画を得て運営しているが、すでに何度も述べてきたように、障害をもつ人のスポーツ活動の支援と、スポーツと余暇活動におけるノーマライゼーションの推進に日々具体的に貢献している。同アリーナ内に事務所をおく障害者スポーツ振興センターには自治体と国の両方が出資し、障害者スポーツ連盟が人材と（「おためし体験日」・「体験キャンプ」・「スポーツスクール」などの）支援技術の提供・調査や活動普及のための独自ネットワークの活用などを通して参画・貢献している。

こうした実践の具体的な成果の一端を、今回の現地調査を通して、スティグやステファンの事例のなかで紹介しているように直接観察・体験することができた。今後、より多くの当事者についての事例研究をかさね、スウェーデンにおける機能障害をもつ市民の余暇スポーツ支援の実態をさらに明らかにしていきたい。

## 注

- 1) たとえば、今回のエスキルステナ市での調査のインフォーマントについて見てみると、スティグ=アゲスタッド（65歳、調査時）は生まれながらの脳性マヒ者で、食事・シャワー・排便・移動など日常生活活動のほとんどについて支援サービスが必要である。このスティグが必要とするサービスのすべてを自治体および国が保障している。それにくわえ、どのような居住形態をえらぶか（一人で住むのか誰かと住むのか、ケア付き住宅か一般住宅かなど）の自己決定もほぼ完璧に保障している。マルテ=オールソン（35歳、調査時）の場合は、運動機能障害と知的障害の重複障害をもつ青年であるが、個人介助サービス（パーソナル=アシスタンス）を1日24時間利用しながら自分が選んだアパートでひとり暮らしをしている。介助サービス費の個人負担はゼロである。これと同様のことが最北部地方のラップランドにすむ先住民の高齢市民（91歳、調査時）についても、最南部地方のスコーネに住む脳卒中による中途障害の高齢市民（72歳、調査当時）についてもいえる（橋本義郎、1998a・2000b）。
- 2) コニー=マグヌソンとヒルド=ロレンツィ（橋本義郎訳、2002）。
- 3) 野村清（1983）にならい、サービス利用者にとって有用な機能をはたすようなやり方で、諸資源を働かせる過程を「サービス」とよぶ。ここでいう「資源」とは、その利用価値が認識されているすべてのもの（有形・無形のもの、生きもの・非生きものを含むすべて）を意味する。利用価

値があるとみなされた「人」ないし「人の能力」はこの資源としての「もの」に含まれる。たとえば、介助サービスにおいては、介助者自身はサービスの担い手であると同時にもっとも重要な資源でもある。

- 4) 橋本義郎 (1998b)。
- 5) エスキルステナ市の個人介助サービス担当者であるEva Östberg氏からの聞き取り (2003年9月12日に、エスキルステナ市役所で実施) による。
- 6) 「機能障害者を対象とする援助およびサービスに関する法律」の第9条第1項に、援助およびサービスの内容が次のように規定されている。
  1. 継続的な重い機能障害をもつ者の生活条件や問題に関して特別な知識を必要とする助言や人的援助
  2. (個人介助サービスについての規定。省略。)
  3. ガイドヘルパー=サービス
  4. コンタクトパーソン (知的障害をもつ人などの支援者) による援助
  5. 介護者を介護から一時的に解放するための援助 (レスパイト)
  6. 短期宿泊滞在サービス (ショートステイ)
  7. 学齢期生徒のうち12歳以上の者を対象に放課後および休暇中実施される学童保育
  8. 実親の家庭以外に生活場所を要する者を対象に、里親家庭または青少年用サービス付き住宅を提供するサービス
  9. 成人用サービス付き住宅または成人障害者用改良住宅を提供するサービス
  10. 就労可能年齢になりながら有償労働についていない者で、職業訓練を受けていない者のための日中活動プログラム
- 7) 橋本義郎 (2001) 11-67頁による。
- 8) “Avgifter inom äldre- och handikappomsorgen i Eskilstuna kommun: gäller fr.o.m. 2003-01-01” による。
- 9) 2003年9月1日に障害者スポーツ振興センターで実施した、同センター事務局長のLeif Thorstenson氏からの聞き取りによる。
- 10) マグヌッソン、コニーとヒルド=ロレンツィ (2002、橋本義郎訳) の103-137頁。
- 11) 「バンディ」はバックのかわりにプラスチックのボールをつかって行うアイスホッケー。
- 12) 「ポッチャ」は的にするボール (普通は白色) に向けて、各チームのプレーヤーがチームごとに異なる色のボールを投げて、どれだけの的のボールに近づけることができるかで競う球技。詳しくは、10) と同書の129頁を参照。
- 13) 9) と同じ聞き取りによる。
- 14) この経緯については10) と同書の132-133頁を参照。
- 15) その他の活動としては、筆者が2003年9月11日の午後に訪問したときには、脳傷害のために忘れてしまった単語のスベルを、特殊学校からの派遣教員の指導のもとに、コンピューターやワークブックを使って学びなおす活動や、グループでの音楽鑑賞、「やさしい表現による」図書の朗読をきいて語り合う活動、ユーロを導入した場合の利点と問題点についての解説と話し合いなどがおこなわれていた。また、午前中には身体をリラックスして機能回復を促進するためのマッサージも行われたとのことだった。
- 16) コニー=マグヌッソンとヒルド=ロレンツィ (橋本義郎訳、2002年、122-123頁) は、そうした「またやろう」という意欲の再燃がみられる事例を紹介している。
- 17) 9) と同じ聞き取りによる。
- 18) Svenska Handikappidrottsförbundet (2003年に配布されている冊子) *Handikappidrottspolitiskt Program*による。
- 19) 18) と同じ文書による。

スウェーデンのエスキルステナ市における現地探索調査をもとにして

- 20) 18) と同じ文書による。
- 21) 18) と同じ文書による。
- 22) ハビリテーションはスウェーデン語では《habilitering》。幼少時から機能障害をもっているなどの理由で、社会の一員として生活・活動するのに必要な機能を獲得・活用する機会を奪われてきた人がいる。そうした人がおこなう機能の開発・育成のためのトレーニングなどの活動とそれについての支援サービスのこと。
- 23) 18) と同じ文書による。
- 24) 18) と同じ文書による。
- 25) 18) と同じ文書による。

[日本語参考文献]

- 野村清 (1983) 『サービス産業の発想と戦略：モノからサービス経済へ』電通。
- 橋本義郎 (1998a) 「在宅高齢者をとりまく日常福祉環境についての研究 (1) : スウェーデンのヘスレホルム市において脳卒中による身体的後遺障害をもつ在宅高齢者が利用するケア (介護・看護) とリハビリに関するサービス」『大阪国際女子大学紀要』24号-1。
- 橋本義郎 (1998b) 「スウェーデンのホームサービス事業協同組合の概要と運営の仕組」『大阪国際女子大学紀要』24号-1。
- 橋本義郎 (2000a) 「スウェーデンにおける高齢市民のための日常生活支援サービス(1) : 協同組合による在宅ケアサービスを利用する男性をめぐる事情についての探索研究」『大阪国際女子大学紀要』26号-2。
- 橋本義郎 (2000b) 「北欧先住民民族サーメの高齢市民が利用する日常生活支援サービス：スウェーデンのヨックモックにすむ男性市民をめぐる事情についての探索研究」『同志社社会福祉学』第14号。
- 橋本義郎 (2001) 『福祉活動のフィールド学：スウェーデンと日本・アメリカでの試みから』明石書店。
- 藤井威 (2002) 『スウェーデン・スペシャルⅠ：高福祉高負担政策の背景と現状』新評論。
- マウント、バスとケイ=ズウェルニク (1997、橋本義郎監訳) 『さあ、はじめよう、知的障害者のためのネットワークづくり』発行：出発のなかまの会、発売：明石書店
- マグヌッソン、コニーとヒルド=ロレンツィ (橋本義郎訳、2002) 『機能障害をもつ人の余暇：スウェーデンのレクリエーション』明石書店

[スウェーデン語参考文献]

- Eskilstuna Kommun (2001) *En kommun för alla: Handikappolitiskt program för Eskilstuna*. Eskilstuna Kommun.
- Ingvarsson, Gerd, Rigmor Parsmo och Ann Spångberg (1998) *Barn och Ungdomar med Funktionshinder: vanliga behov—särskilda lösningar*. Bonniers.
- Norling, m.fl. (1992) *Fritid och rekreation för utvecklingsstörda*.  
Göteborgs Universitet Institutionen för socialt arbete och Riksförbundet FUB.
- Norling, Ingemar och Marianne Sullivan (1992)  
*Fritidens betydelse för en effektiv, förebyggande hälso- och sjukvård*. Svenska Kommunförbundet.